

令和3年度

教育行政執行方針

豊浦町教育委員会

I はじめに

令和3年豊浦町議会定例会3月会議の開会にあたり、令和3年度教育委員会所管の行政執行に関する基本姿勢、重点施策について申し上げます。

近年の高度情報化により、これに対応した新たな生活環境へ社会が変容しグローバル化が進展する社会においては、多様な事象が複雑さを増し、先行きを見通すことが困難な時代を迎えています。加えて、新型コロナウイルス感染症による新しい生活様式による暮らし方が求められています。

このような状況の中で、地域が抱える課題を解決していく仕組みづくりとして、地域コミュニティの活性化が必要とされています。

教育委員会では、各世代における学習活動を進めながら、本町の未来を託す児童生徒の健全育成を図るとともに、町民が生涯にわたって生きがいをもって活躍ができるよう生涯学習環境の整備を進めます。

II 教育行政に望む基本姿勢

1 学校教育

- 「よりよい学校教育を通じてよりよい社会を創る」という理念を学校と保護者、地域が共有し、公立の学校として、地域とともにある学校づくりを推進する。
- 子供が積極的に学ぶ教育環境を整え、「自らの力で未来を切り拓いていく力を身につける学校教育」を創造する。

2 社会教育

- 町民同士がつながり、主体的な学習活動を通して豊かな人生を送り、将来のまちの姿の実現に向け生涯学習が充実するよう、社会教育事業を展開する。
- 文化財の適切な保存・活用に努めるとともに、ライフステージに応じた日常的な健康づくりが促進されるよう、スポーツ・レクリエーション事業を推進する。

Ⅲ 重点施策の展開

1 生きる力を育む学校教育の推進

(1) 確かな学びの実現のための学習指導

学校教育には、今までの良さを受け継ぎ、発展させながら時代が求める人材を確実に育むことが求められています。

このため、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善を図るとともに、家庭と連携し、望ましい学習習慣を定着させます。

教育委員会は、『令和の日本型学校教育』を目指し、学校力向上アドバイザーによる学校訪問や校内研修において、授業改善の助言を行います。

また、タブレットやデジタル教科書等、ICT（情報通信技術）機器を授業で有効に活用するための研修の機会を設けます。さらに、放課後学習の場を設定し、基礎的・基本的な学習内容の定着を図ります。

(2) 特別支援教育の充実

特別支援教育では、特別な支援を必要とする児童生徒に、自立や社会参加に向けた切れ目のない一貫した指導が必要です。

このため、各学校は、校内特別支援委員会で、「いつまでに、誰が、何をどのように」を明らかにし、児童生徒一人一人の教育的ニーズの把握と組織的で具体的な支援を続けます。併せて、今日的な課題に即した研修を充実させ、教員の専門性の向上を図ります。

教育委員会は、特別支援教育支援員、介護員の配置を継続するとともに、各学校の特別支援コーディネーターによる学校間の情報共有を図ります。

また、保育所、こども園、総合保健福祉施設や発達医療センター等との連携を密にし、「豊浦町教育支援委員会」において、一人一人を大切にした就学指導に努めます。

(3) いじめ・不登校対応

いじめ対応では、学校と家庭が連携し、「いじめは人間として絶対に許されない。しない、させない。」の信念のもと、未然防止と早期発見、早期対応に努めます。

各学校は、「いじめ防止基本方針」により、豊かな人権感覚の育成に引き続き努めてまいります。併せて、道徳科の目標実現に向けた授業改善を図るとともに、支持的風土を醸成する指導を行います。

また、不登校児童生徒の対応については、スクールカウンセラーに加えてスクールソーシャルワーカーを配置し、教育相談を充実させるとともに、保護者との連携を図ります。

また、学校生活に適應できない児童生徒に対し、適應指導教室を開設し、学習支援、情緒の安定や集団生活の適應を図ります。

(4) 学びを支える環境の整備

児童生徒の個別最適な学びと協働的な学びの実現、感染症や災害発生等の緊急時における学びの保障のため、教育の質を高めるための環境整備が必要です。

このため、児童生徒への「一人一台タブレット」、デジタル教科書の配備等、ICT環境の充実や「新しい生活様式」を踏まえた衛生環境整備に努めます。

教職員の働き方改革については、導入している校務支援システムの積極的な活用により更なる促進を図ります。

(5) 地域と共に作り上げる教育活動

児童生徒がたくましく成長していくためには、学校や家庭、地域社会が一体となり教育力を発揮することが大切です。

このため、学校で進める「ふるさと教育」「福祉教育」「キャリア教育」等においては、地域の人材や教材を活用した活動を推進します。

教育委員会は、社会教育からのアプローチを積極的に進めるとともに、地域の声と力を学校に生かし、地域とともにある学校づくりを推進します。

(6) 小中連携・小小連携教育の推進

義務教育で身に付けるべき資質・能力を着実に定着させるために、小中学校間の連続性のある教育の充実が必要です。

このため、本町においては、小学校間の連携、小中学校間の良好な接続について研究し、ICT機器を活用した授業づくりを推進し、9年間を見据えた児童生徒への指導の一体化を図ります。

また、ALT（外国語指導助手）や学習支援員の配置により引き続き英語教育に対する指導力向上に努めます。

小学校3校、中学校1校という本町においてこの連携教育という考え方は、児童生徒同士の心のつながりを育み、人としての成長のために不可欠なため、今後も研究と実践を深めます。

また、町内の小学校3校が一体となった授業を計画的に実施し、中一ギャップの解消を図るほか、「主体的・対話的で深い学び」の実現を進めます。

(7) 健やかな体の育成

生涯にわたって健康を保持・増進するためには、「日常的な運動習慣」「規則正しい生活習慣」「正しい食習慣」を定着させることが必要です。

このため、学校教育では、体育の授業改善はもとより、新体力テストの結果分析を行い、課題克服に向けた体力づくりの取組を推進します。併せて、家庭の協力を得ながら規則正しい生活習慣の定着に努めます。教育委員会としても社会教育事業として、野外体験活動やスポーツ教室等を企画・実施し、運動習慣の定着を図ります。

また、学校給食センターは、食の重要性、食文化、食品の流通及び消費等についての栄養教諭による指導や地場食材を活用した給食の提供を通して食育の充実を図ります。

2 社会教育の推進

(1) 学習機会の提供

学びは、個人の生きがいつくり、仲間づくり、地域づくりにつながることから、生涯にわたって学べる学習環境の充実に向けて、関

係機関と連携し、地域に根差した社会教育活動を進めてまいります。

特に、豊浦町の特色、文化を生かした公民館講座や各種教室を展開します。

(2)文化財の保存と活用

本町の歴史的・文化的資源である礼文華遺跡、小幌洞穴遺跡等の調査・保存・活用について、北海道大学をはじめとした関係機関と連携しながら進めます。その活動については、町民の学習機会として広く周知するとともに、小中学校における「ふるさと学習」の題材として活用を図ります。

また、次代を担う子供たちに、ふるさと豊浦への愛着をさらに育むため、アイヌ文化をはじめとする本町の歴史的資料を引き続き授業等の中で積極的に活用することや、町内外への情報発信に取り組みます。

(3)コミュニティスポーツの振興

生涯にわたり健康で充実した生活を送るため、そして、親子の触れ合いや町民の交流が図られるよう新たな軽スポーツ教室開催や指導者の育成、大会参加の支援などを推進します。

また、社会体育施設の整備について、利用者の声を聴きながら、より有効的に活用していただけるよう検討します。

(4)成人教育の推進

家庭教育支援については、子をもつ親が自信をもって安心して子育てに取り組めるよう、総合保健福祉施設やまびこと連携し「子育て支援講座」、「ブックスタート事業」を定期的を開催します。

また、子ども会活動については、地域の子供の健全育成環境の充

実のため、育成者のつながりを図り、単位子ども会が連携した活動を行えるよう支援します。

(5) 青少年の健全育成

ふるさと豊浦への郷土愛を育むため、地域の資源を活用した環境教育や文化活動、スポーツ活動や地域住民との交流プログラムを展開し、地域社会の中で心豊かに健やかに育まれる環境づくりを進めます。

また、PTAや子ども会、スポーツ少年団などの活動と連携を図り、将来の地域リーダーとなる人材育成に努めます。

IV おわりに

豊浦町が、人口減少等の課題を乗り越え持続可能なまちづくりを進め、地方創生を実現するため、教育には、次代を担う人材育成と生き生きと学び続けることができる学習環境の整備・充実が求められています。

教育委員会といたしましては、本町の未来を託す児童生徒が、郷土に誇りをもち、自ら考え主体的に行動できるよう地域・学校・家庭が一体となった教育の充実に取り組みます。

また、町民一人一人に豊かな人生を送っていただけるよう、生涯学習社会の充実に努めます。

町民の皆様、並びに町議会議員の皆様のご理解とご協力を心からお願い申し上げ、令和3年度教育行政執行方針といたします。